

阿賀野市告示第65号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和7年3月14日に阿賀野市議会において議決された令和7年度阿賀野市一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、押切外四ヶ大字財産区特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の各予算の要領を別紙のとおり告示する。

令和7年3月19日

阿賀野市長 加藤 博 幸

令和7年度 阿賀野市一般会計予算

令和7年度阿賀野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,460,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年 2月26日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和7年 3月14日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		4,834,925
	1 市 民 税	1,848,957
	2 固 定 資 産 税	2,547,918
	3 軽 自 動 車 税	179,823
	4 市 た ば こ 税	249,575
	5 鉱 産 税	2
	6 入 湯 税	8,650
2 地 方 譲 与 税		228,992
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	55,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	160,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	13,992
3 利 子 割 交 付 金		1,000
	1 利 子 割 交 付 金	1,000
4 配 当 割 交 付 金		20,000
	1 配 当 割 交 付 金	20,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		10,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		75,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	75,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,000,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		19,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	19,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		17,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	17,000

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		1,816
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	1,816
11 地 方 特 例 交 付 金		46,723
	1 地 方 特 例 交 付 金	40,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補てん特別 交付金	6,723
12 地 方 交 付 税		7,300,000
	1 地 方 交 付 税	7,300,000
13 交通安全対策特別交付金		3,171
	1 交通安全対策特別交付金	3,171
14 分 担 金 及 び 負 担 金		38,299
	1 負 担 金	38,299
15 使 用 料 及 び 手 数 料		112,165
	1 使 用 料	71,933
	2 手 数 料	40,232
16 国 庫 支 出 金		3,171,881
	1 国 庫 負 担 金	2,530,731
	2 国 庫 補 助 金	633,518
	3 国 庫 委 託 金	7,632
17 県 支 出 金		1,756,859
	1 県 負 担 金	979,235
	2 県 補 助 金	610,452
	3 県 委 託 金	137,172

款	項	金 額
	4 県 貸 付 金	30,000
18 財 産 収 入		13,436
	1 財 産 運 用 収 入	13,288
	2 財 産 売 払 収 入	148
19 寄 附 金		762,003
	1 寄 附 金	762,003
20 繰 入 金		1,438,376
	1 特 別 会 計 繰 入 金	51
	2 基 金 繰 入 金	1,438,325
21 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
22 諸 収 入		888,954
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	6,000
	2 預 金 利 子	75
	3 貸 付 金 元 利 収 入	280,120
	4 受 託 収 入	47,324
	5 雑 入	555,435
23 市 債		520,400
	1 市 債	520,400
歳 入 合 計		22,460,000



歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		158,813
	1 議 会 費	158,813
2 総 務 費		3,169,188
	1 総 務 管 理 費	2,706,549
	2 徴 税 費	223,631
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	150,519
	4 選 挙 費	34,861
	5 統 計 調 査 費	26,153
	6 監 査 委 員 費	27,475
3 民 生 費		7,408,305
	1 社 会 福 祉 費	3,766,562
	2 児 童 福 祉 費	3,179,743
	3 生 活 保 護 費	461,995
	4 災 害 救 助 費	5
4 衛 生 費		1,858,524
	1 保 健 衛 生 費	1,200,115
	2 清 掃 費	658,409
5 労 働 費		20,333
	1 労 働 諸 費	20,333
6 農 林 水 産 業 費		747,896
	1 農 業 費	701,487
	2 林 業 費	16,057
	3 畜 産 業 費	30,352
7 商 工 費		565,563
	1 商 工 費	565,563

款	項	金 額
8 土 木 費		2,736,813
	1 土 木 管 理 費	177,054
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,167,330
	3 河 川 費	25,167
	4 都 市 計 画 費	1,358,549
	5 住 宅 費	8,713
9 消 防 費		937,349
	1 消 防 費	937,349
10 教 育 費		2,784,187
	1 教 育 総 務 費	502,341
	2 小 学 校 費	388,544
	3 中 学 校 費	322,694
	4 幼 稚 園 費	187,836
	5 学 校 給 食 費	433,864
	6 社 会 教 育 費	360,208
	7 保 健 体 育 費	588,700
11 公 債 費		2,042,484
	1 公 債 費	2,042,484
12 諸 支 出 金		545
	1 基 金 支 出 金	545
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		22,460,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
運転免許証自主返納者支援タクシー利用券 (令和 7 年度分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	令和 7 年度に給付した タクシー利用券につい て、阿賀野市高齢者運 転免許証自主返納者支 援事業実施要綱第 7 条 に規定する 2 カ年以内 の利用期間の内、令和 7 年度中に利用されな かった額

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
企 画 事 業	1,000	普 通 貸 借 の 方 法 に よ る	3.00%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 利率見直し後 の利率)	政府資金及び 地方公共団体金 融機構資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には債権者と の取り決めによ る。 市財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、もしくは 繰上償還又は 低利債に借り換 えることができる。
電 算 管 理 事 業	43,200			
社 会 福 祉 施 設 事 業	36,000			
児 童 措 置 事 業	12,800			
母 子 父 子 福 祉 事 業	1,900			
保 健 衛 生 総 務 事 業	400			
母 子 衛 生 事 業	25,200			
農 業 振 興 事 業	1,900			
農 地 事 業	6,300			
観 光 事 業	2,800			
観 光 施 設 事 業	1,800			
道 路 維 持 事 業	205,300			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	15,600			
道 路 除 雪 事 業	75,400			
河 川 総 務 事 業	10,000			
救 急 業 務 事 業	5,800			
学 校 給 食 事 業	8,000			
屋 内 体 育 施 設 事 業	67,000			

令和7年度 阿賀野市国民健康保険特別会計予算

令和7年度阿賀野市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 143, 031 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年 2月26日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和7年 3月14日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		743,670
	1 国 民 健 康 保 険 税	743,670
2 一 部 負 担 金		2,450
	1 一 部 負 担 金	2,450
3 使 用 料 及 び 手 数 料		300
	1 手 数 料	300
4 県 支 出 金		3,073,710
	1 県 補 助 金	3,073,709
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		11
	1 財 産 運 用 収 入	11
6 繰 入 金		314,837
	1 一 般 会 計 繰 入 金	300,148
	2 基 金 繰 入 金	14,689
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		8,052
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	6,000
	2 雑 入	2,052
歳 入 合 計		4,143,031

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		62,474
	1 総 務 管 理 費	54,551
	2 徴 税 費	7,423
	3 運 営 協 議 会 費	204
	4 趣 旨 普 及 費	296
2 保 険 給 付 費		3,041,593
	1 療 養 諸 費	2,630,664
	2 高 額 療 養 費	397,624
	3 移 送 費	1
	4 出 産 育 児 諸 費	9,504
	5 葬 祭 諸 費	3,800
3 国民健康保険事業費納付金		992,116
	1 医 療 給 付 費 分	650,385
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	258,956
	3 介 護 納 付 金 分	82,775
4 保 健 事 業 費		42,193
	1 保 健 事 業 費	42,193
5 基 金 積 立 金		12
	1 基 金 積 立 金	12
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 諸 支 出 金		3,642
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,642
	2 繰 出 金	1,000
8 予 備 費		1,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	4,143,031

議案第 17 号

令和7年度 阿賀野市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度阿賀野市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,008,574 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年 2月26日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和7年 3月14日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		365,541
	1 後期高齢者医療保険料	365,541
2 使用料及び手数料		36
	1 手数料	36
3 繰入金		641,239
	1 一般会計繰入金	641,239
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,757
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	310
	3 雑入	1,446
歳入合計		1,008,574

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		19,875
	1 総 務 管 理 費	15,345
	2 徴 収 費	4,530
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		985,633
	1 後期高齢者医療広域連合納 付金	985,633
3 保 健 事 業 費		2,306
	1 保 健 事 業 費	2,306
4 諸 支 出 金		310
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	310
5 予 備 費		450
	1 予 備 費	450
歳 出 合 計		1,008,574

令和7年度 阿賀野市介護保険特別会計予算

令和7年度阿賀野市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,344,484 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年 2月26日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和7年 3月14日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		1,130,176
	1 介 護 保 険 料	1,130,176
2 使 用 料 及 び 手 数 料		45
	1 手 数 料	45
3 国 庫 支 出 金		1,197,945
	1 国 庫 負 担 金	873,202
	2 国 庫 補 助 金	324,743
4 支 払 基 金 交 付 金		1,377,860
	1 介 護 給 付 費 交 付 金	1,342,594
	2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金	35,266
5 県 支 出 金		779,720
	1 県 負 担 金	742,883
	2 県 補 助 金	36,837
6 財 産 収 入		84
	1 財 産 運 用 収 入	84
7 繰 入 金		850,005
	1 一 般 会 計 繰 入 金	807,662
	2 基 金 繰 入 金	42,343
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		8,648
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,647
歳 入 合 計		5,344,484

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		114,110
	1 総 務 管 理 費	53,780
	2 徴 収 費	6,007
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	50,051
	4 計 画 策 定 委 員 会 費	4,200
	5 地域密着型サービス運営委員会費	72
2 保 険 給 付 費		4,972,573
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	4,423,420
	2 介護予防サービス等諸費	117,254
	3 高額介護サービス等費	136,064
	4 特定入所者介護サービス等費	292,888
	5 そ の 他 諸 費	2,947
3 地 域 支 援 事 業 費		253,815
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	109,062
	2 一般介護予防事業費	30,829
	3 包括的支援事業・任意事業費	113,684
	4 そ の 他 諸 費	240
4 基 金 積 立 金		84
	1 基 金 積 立 金	84
5 諸 支 出 金		902
	1 償還金及び還付加算金	901

款	項	金 額
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,344,484

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
阿賀野市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画等 策定業務委託料	令和 8 年度	4, 0 0 0

議案第 19 号

令和7年度 阿賀野市押切外四ヶ大字財産区特別会計予算

令和7年度阿賀野市の押切外四ヶ大字財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,494 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年 2月26日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和7年 3月14日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		5,005
	1 財産運用収入	5,005
2 繰入金		487
	1 基金繰入金	487
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		5,494

歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 管 理 費		5,394
	1 委 員 会 費	538
	2 一 般 管 理 費	4,856
2 基 金 積 立 金		3
	1 基 金 積 立 金	3
3 諸 支 出 金		50
	1 繰 出 金	50
4 予 備 費		47
	1 予 備 費	47
歳 出 合 計		5,494

議案第 20 号

令和7年度 阿賀野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度阿賀野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	17,660栓
(2) 年間総有収水量	5,533,500m ³
(3) 一日平均有収水量	15,160m ³
(4) 主要事業	677,188千円
・配水設備工事費	18,830千円
・管路耐震化事業費	312,209千円
・浄水設備改良費	283,589千円
・遠隔監視設備更新事業費	62,560千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 水道事業収益	1,301,061千円
第1項 営業収益	1,154,886千円
第2項 営業外収益	145,975千円
第3項 特別利益	200千円

< 支 出 >

第1款 水道事業費用	1,237,650千円
第1項 営業費用	1,150,029千円
第2項 営業外費用	86,421千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 645,187千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的收入	422,790千円
第1項 企業債	396,500千円
第2項 国庫補助金	12,770千円
第3項 工事負担金	13,500千円
第4項 固定資産売却代金	20千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出	1,067,977千円
第1項 建設改良費	681,547千円
第2項 企業債償還金	385,430千円
第3項 予備費	1,000千円

(継続費)

第5条 建設改良事業にかかる継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	遠隔監視設備更新事業	162,430	令和7年度	62,560
				令和8年度	99,870

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
管路耐震化事業	179,500	証書借入	年3.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上げ償還又は低利に借り換えることができる。
浄水設備改良事業	177,000			
遠隔監視設備更新事業	40,000			
計	396,500			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 報酬 | 96千円 |
| (2) 職員給与費 | 149,814千円 |
| (3) 交際費 | 50千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,772千円 と定める。

令和7年 2月26日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和7年 3月14日 議決

阿賀野市議会議長 大滝勝

議案第 21 号

令和7年度 阿賀野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度阿賀野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間有収水量	3,311,274m ³
(2) 一日平均有収水量	9,072m ³
(3) 主な建設改良事業	534,642千円
・ 整備費 (管渠工事)	321,229千円
・ 改良費 (処理場設備等改良工事)	163,998千円
・ 流域下水道建設費	49,109千円
・ 固定資産購入費	306千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 下水道事業収益	1,814,376千円
第1項 営 業 収 益	489,749千円
第2項 営 業 外 収 益	1,309,939千円
第3項 特 別 利 益	14,688千円

< 支 出 >

第1款 下水道事業費用	1,781,066千円
第1項 営 業 費 用	1,580,444千円
第2項 営 業 外 費 用	196,422千円
第3項 特 別 損 失	200千円
第4項 予 備 費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 442,887千円 は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資 本 的 収 入	1,304,266千円
第1項 企 業 債	655,900千円
第2項 他会計出資金	14,713千円
第3項 他会計負担金	50,539千円
第4項 他会計補助金	352,635千円
第5項 国庫補助金	209,100千円
第6項 分担金及び負担金	11,378千円
第7項 基金繰入金	10,000千円
第8項 固定資産売却代金	1千円

＜ 支 出 ＞

第 1 款 資 本 的 支 出	1,747,153千円
第 1 項 建 設 改 良 費	534,642千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,203,439千円
第 3 項 基 金 支 出 金	7,072千円
第 4 項 予 備 費	2,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
阿賀野市排水設備設置資金 利子補給金 (令和7年度分)	阿賀野市排水設備設置資金融資 及び利子補給要綱第4条に規定 する貸付対象者について、第5 条第2項第2号に定める償還期間	阿賀野市排水設備設置資金融資 及び利子補給要綱第5条第1項に 規定する融資額に、第8条に定 める利子補給率を乗じて得た額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業債	千円 296,900	普通貸借の方法 による	年3.0以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該利率見 直し後の利率)	政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には債権 者との取り決めに よる。 ただし、市財政 その他の都合によ り据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還もし くは低利債に借り 換えすることがで きる。
資本費平準化債	359,000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 報 酬 | 192千円 |
| (2) 職員給与費 | 71,704千円 |

(他会計からの補助金)

第 10 条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 352,635千円である。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提 出

阿 賀 野 市 長 加 藤 博 幸

令和 7 年 3 月 1 4 日 議 決

阿賀野市議会議長 大 滝 勝

議案第 22 号

令和7年度 阿賀野市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度阿賀野市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

1. 固定資産整備費 112,574千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

< 収 入 >

第1款 病院事業収益 371,508千円

第1項 医 業 収 益 5,011千円

第2項 医 業 外 収 益 366,497千円

< 支 出 >

第1款 病院事業費用 725,325千円

第1項 医 業 費 用 672,222千円

第2項 医 業 外 費 用 53,103千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 95,388千円 は当年度損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

< 収 入 >

第1款 資本的收入 211,584千円

第1項 補 助 金 58,098千円

第2項 出 資 金 153,486千円

< 支 出 >

第1款 資本的支出 306,972千円

第1項 建 設 改 良 費 112,574千円

第2項 企 業 債 償 還 金 194,398千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、250,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 6,866千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計等からこの会計へ補助を受ける金額は、74,260千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種類	名称	数量
	医療器機	全身用MR装置	1

令和7年 2月26日 提出

阿賀野市長 加藤博幸

令和7年 3月14日 議決

阿賀野市議会議長 大滝 勝